

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十一年六月三日第三号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号						取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号						指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日						指定の取消しの年月日
指定の取消しに係る道路の位置						指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百三十三番四 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百七 十九番三地先まで						十六・〇
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百四十一番八 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百四 十四番二地先まで						六・〇
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百二十九番一 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百三 十三番二地先まで						六・〇
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百三十五番三 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百四 十五番二地先まで						六・〇
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十五番一 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百七 十四番十地先まで						六・〇
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十七番一 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六 十六番地先まで						六・〇

取消番号	第一〇二号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の取消しの年月日	令和七年六月二十日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百七十四番一 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百七 十四番一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十三番十二 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十 八番八地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十八番八地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十七 番一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百九十七番地先 から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松九十五番 地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松九十六番一地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百三番 五地先まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	十・五〇 十九・〇 七十七・七八 四十三・三〇 百四・二〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇 六・〇 六・〇 六・〇 六・〇